

れいわ ねん がつ にち
令和 7 年 7 月 17 日

ほ べ しや さま
保 護 者 様

おおさかしきょういくいいんかい
大阪市教 育 委員会

きょうしよくいん しぶつ き き ようじじどうせいと さつえい
教 職 員 の私物デジタル機器による幼児児童生徒の撮影について

へいそ より、ほんしきょういく すいしん りかい きょうりよく たまわ
平素より、本市教 育 の推 進にご理解とご 協 力を 賜 り、ありがとうございます。

さて、ほうどう にもございますように、たとし において、きょうし じどうせいととう とうさつ がぞう
などを SNS 上 のきょうし かん グループで 共有 し逮捕された事案があり、ほごしや みなさま
ご心配をおかけしていることと ぞん 存じます。

このたび、たとし において はっせい たびかさ きょうし じどうせいと たい せいぼうりよくとう
の事案を受け、もんぶかがくしやう より「じどうせいとせいぼうりよくとう ぼうしとう かん きょうし ふくむきりつ
の確保の徹底について」の通知がございました。

つうち には、きょうし じん とう してき たんまつ じどうせいととう さつえい
教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することの
ないよう、また、がっこうしやうとう たんまつ さつえい ばあい じどうせいととう がぞう かんり
学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理
しよく きよか がっこうがい も だ てつてい ひつよう たいおう
職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底していくことが必要」との対応が
しじ 指示されております。

これまで本市においては、ほんし おおさかしりつがっこうえん さつえい もくてき きき
運用ガイドライン」を策定し、こうえんちやう げんじゅう かんり うんよう おこな
によりました。しかしながら、こんかい つうち う がいてい こんご
今回の通知を受け、ガイドラインを改訂するとともに、今後、
がっこうえん たいよ びひん ききいがい しやう きょうしよくいん ようじじどうせいと
学校園から貸与された備品のデジタル機器以外を使用した教 職 員 による幼児児童生徒
の撮影は 行 わないことといたしました。

つきましては、がっこうえん じやうほうはつしんとう どうよう
学校園ホームページにおける情 報 発信等について、これまでと同様の
じかんたい ひんど こうしん ばあい しやうち
時間帯や頻度では更新ができない場合があることをご承 知 ください。

ほんし ひ つづ きょうしよくいん ふくむきりつ かくほ てつてい おこな
本市といたしましては、引き続き、教 職 員 のサービス規律の確保の徹底を 行 ってまいり
ます。

なにとぞ りかい きょうりよく たまわ ねが もう
何 卒、ご理解とご 協 力を 賜 りますようお願い申し上げます。